

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医等の登録
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

鳥獣保護区の設定等に係る公聴会の開催

◇ 教 委 告 示

教育委員会の招集
博物館の登録

◇ 公 告

狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施

告 示

鳥取県告示第六百六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|-----------|-----------|------------|
| 高 見 徹 | 鳥医第二、七七二号 | 昭和五十七年六月十日 |
| 百合野 信男 | 鳥医第二、七七三号 | " |
| 井 東 俊 彦 | 鳥医第二、七七四号 | " |
| 本 田 守 | 鳥医第二、七七五号 | " |
| 石 河 利 一 郎 | 鳥医第二、七七六号 | " |
| 山 根 涉 | 鳥医第二、七七七号 | " |

| | | |
|-------|-----------|---|
| 竹内 龍男 | 鳥医第二、七七八号 | " |
| 堀 明子 | 鳥薬第四八九号 | " |
| 西原 良枝 | 鳥薬第四九〇号 | " |
| 下田 宗人 | 鳥薬第四九一号 | " |

鳥取県告示第六百六十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 療養取扱機関名 | 所在地 | 申出の受理の年月日 |
| 吉田 医院 | 東伯郡泊村大字泊七五〇 | 昭和五十七年四月八日 |
| 境港市曜休日応急診療所 | 境港市元町一一三 | 昭和五十七年五月一日 |

| | | |
|---------------|---------------------|--------------|
| 鳥取県薬学総合センター薬局 | 鳥取市吉方温泉三丁目七五一 | " |
| 田中外科内科 | 鳥取市吉方温泉三丁目八〇七 | 昭和五十七年五月二十六日 |
| 鳥取県口腔総合保健センター | 鳥取市吉方温泉三丁目七五一 一五 | 昭和五十七年六月一日 |
| 市木薬局 | 倉吉市昭和町六八八一〇 | " |
| 尾崎外科医院 | 鳥取市湖山町白浜三六八三 | " |
| 中村歯科医院 | 鳥取市扇町五 東栄ビル内 | 昭和五十七年六月五日 |
| 小酒外科医院 | 米子市福市一七三〇一〇 | 昭和五十七年六月七日 |
| 林原医院 | 東伯郡赤碓町大字赤碓一〇八九一二 | " |
| 神鳥眼科医院 | 米子市博労町四丁目三三一 | 昭和五十七年六月十五日 |
| 前川歯科医院 | 鳥取市湖山町北一丁目五〇八 | " |
| 中部薬局 | 倉吉市宮川町一七四一一五 | " |

鳥取県告示第六百六十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規

定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理の年月日 |
|---------------|----------------------|----------|--------------|
| 境港日曜休日応急診療所 | 境港市元町一一三 | " | 昭和五十七年五月一日 |
| 鳥取県薬学総合センター薬局 | 鳥取市吉方温泉三丁目七五一 | " | " |
| 田中外科内科 | 鳥取市吉方温泉三丁目八〇七 | " | 昭和五十七年五月二十六日 |
| 鳥取県口腔総合保健センター | 鳥取市吉方温泉三丁目七五一 | " | 昭和五十七年六月一日 |
| 市 木 薬 局 | 倉吉市昭和町六八八一〇 | " | " |
| 尾崎外科医院 | 鳥取市湖山町白浜三六八三 | " | " |
| 中村歯科医院 | 鳥取市扇町五 東栄ビル内 | " | 昭和五十七年六月五日 |
| 小酒外科医院 | 米子市福市一七三〇一〇 | " | 昭和五十七年六月七日 |
| 林 原 医 院 | 東伯郡赤碕町大字赤碕一〇八九 一二 | " | " |
| 神鳥眼科医院 | 米子市博労町四丁目三三一 | " | 昭和五十七年六月十五日 |
| 前川歯科医院 | 鳥取市湖山町北一丁目五〇八 | " | " |

| | | | |
|-----------|-------------|---|-------------|
| 中部薬局 | 倉吉市宮川町一七四一五 | " | " |
| 松本 医院 | 鳥取市末広温泉町四〇一 | " | 昭和五十七年五月十二日 |
| 鳥取県立鳥取療育園 | 鳥取市江津二五九 | " | 昭和五十七年六月七日 |

鳥取県告示六百六十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|---------|------------|--------------|
| 谷 口 昌 弘 | 鳥国医第二、七五六号 | 昭和五十七年四月三十日 |
| 田 村 啓 子 | 鳥国医第二、七五七号 | " |
| 福 田 弘 | 鳥国薬第四八四号 | 昭和五十七年五月三十一日 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------|----------|------------|------------|------------|
| 堀 明子 | 竹内 龍男 | 山 根 涉 | 石河 利一郎 | 本 田 守 | 井 東 俊 彦 | 百合野 信男 | 高 見 徹 | 中 島 幹 雄 | 角 滋 子 | 堀 江 貴 | 福 井 慶 子 | 小 林 幹 子 | 日 吉 敏 恵 | 下 田 義 和 | 原 利 一 郎 |
| 鳥国薬第四八九号 | 鳥国医第二、七七八号 | 鳥国医第二、七七七号 | 鳥国医第二、七七六号 | 鳥国医第二、七七五号 | 鳥国医第二、七七四号 | 鳥国医第二、七七三号 | 鳥国医第二、七七二号 | 鳥国医第二、七七〇号 | 鳥国医第二、七六九号 | 鳥国医第二、七六八号 | 鳥国薬第四八八号 | 鳥国薬第四八七号 | 鳥国薬第四八六号 | 鳥国医第二、七六七号 | 鳥国薬第四八五号 |
| " | " | " | " | " | " | " | 昭和五十七年六月十日 | " | " | 昭和五十七年六月九日 | " | " | 昭和五十七年六月四日 | 昭和五十七年六月三日 | 昭和五十七年六月二日 |

| | | |
|-------|----------|---|
| 西原 良枝 | 鳥国薬第四九〇号 | " |
| 下田 宗人 | 鳥国薬第四九一号 | " |

鳥取県告示第六百六十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 医療機関名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|---------------|------------|
| 尾崎外科医院 | 鳥取市湖山町白浜三六八三 | 昭和五十七年七月一日 |
| 田中外科内科 | 鳥取市吉方温泉三丁目八〇七 | " |
| 中部薬局 | 倉吉市宮川町一七四一―一五 | " |
| サクラ薬局 | 米子市末広町二 | " |

鳥取県告示第六百六十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|---------------|-------------|
| 鳥取県薬学総合センター薬局 | 鳥取市吉方温泉三丁目七五一 | 昭和五十七年六月三十日 |

鳥取県告示第六百六十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第 四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり 公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十 五年農林省令第八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 日時 昭和五十七年七月二十九日十三時三十分から
- 二 場所 八頭郡智頭町大字智頭二〇七二一 智頭町役場第一会議室
- 三 案件

1 鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

| 名 称 | 位 置 |
|---------|--------------|
| 芦津鳥獣保護区 | 八頭郡智頭町大字芦津地内 |

2 特別保護地区を次のとおり指定することについて

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|----------|
| 芦津鳥獣保護区 特別地区 | 芦津鳥獣保護区内 |

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年七月六日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一日時 昭和五十七年七月九日(金) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

鳥取県教育委員会告示第十一号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十条の規定に基づき、次のように博物館の登録をしたので、博物館の登録に関する規則(昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第六号)第五条の規定により告示する。

昭和五十七年七月六日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

| | | | | |
|-----------|---------------|--------|-------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 設置者の名称 | 登録の番号 | 登録の年月日 |
| 鳥取市子ども科学館 | 鳥取市吉方温泉三丁目七〇一 | 鳥取市 | 第四号 | 昭和五十七年六月二十九日 |

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和57年7月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの。

2 実施期日等

| 実施期日 | 時間 | 場 所 | 対 象 者 |
|--------------|------|--------------------------|--------------------------|
| 昭和57年8月3日(火) | 9時から | 八頭郡那家町大字宮谷80番地 郡家町中央公民館 | 船岡町、八束町、若桜町、用瀬町に住所を有する者 |
| 昭和57年8月4日(水) | " | 倉吉市綾城279番地 倉吉中部総合事務所大会議室 | 倉吉市(社、瀬手、上井地区)に住所を有する者 |
| 昭和57年8月5日(木) | " | 八頭郡那家町大字宮谷80番地 郡家町中央公民館 | 郡家町、河原町に住所を有する者 |
| 昭和57年8月5日(木) | " | 倉吉市綾城279番地 倉吉中部総合事務所大会議室 | 佐治村、智頭町に住所を有する者 |
| " | " | " | 倉吉市(高城、北谷、上小鴨地区)に住所を有する者 |

| | | | |
|-----------------------|---|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和57年 8月6日 (金) | " | " | 倉吉市(小鴨、西郷、上北条地区)に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月9日 (月) | " | " | 倉吉市(倉吉地区)に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月10日 (火) | " | " | 三朝町に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月11日 (水) | " | " | 羽合町、泊村、関金町に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月19日 (水) | " | 日野郡日野町根雨140番地1 日野総合事務所大会議室 | 日南町(多里、日野上、阿尾縁、石見、福栄地区)に住所を有する者 岩美町、青谷町に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月20日 (金) | " | 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂 | 日野町に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月23日 (月) | " | 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂 | 鳥取市(面影、津ノ井、米里、倉田地区)、国府町に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月24日 (火) | " | " | 日南町(山上、大宮地区)、江府町に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月30日 (月) | " | 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂 | 溝口町に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月31日 (火) | " | 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂 | 鳥取市(神戸、大和、美穂、大正、東郷、豊実、明治、松保、吉岡、大郷、米恒、湖山、千代見)に住所を有する者 米子市(旧米子市、旧福米地区、旧福生地区)に住所を有する者 |
| 昭和57年 8月31日 (火) | " | 米子市桃町一丁目160番地 西部総合事務所講堂 | 鳥取市(旧鳥取市)に住所を有する者 北条町、東郷町に住所を有する者 米子市(旧大篠津、和田、藤津、富益、夜見、彦名、加茂、住吉地区)に住所を有する者 |

| | | | |
|-----------------------|---|----------------------------|---------------------------------|
| 昭和57年 9月1日 (水) | " | 倉吉市巖城279番地 倉吉市総合事務所大会議室 | 東伯町に住所を有する者 |
| 昭和57年 9月2日 (木) | " | 倉吉市巖城279番地 倉吉市総合事務所大会議室 | 米子市(旧成美、高德、五子石、春日、巖、伯仙)に住所を有する者 |
| 昭和57年 9月3日 (金) | " | 倉吉市巖城279番地 倉吉市総合事務所大会議室 | 赤碓町に住所を有する者 |
| 昭和57年 9月6日 (月) | " | 米子市桃町一丁目160番地 西部総合事務所講堂 | 境港市、日吉津村、中山町に住所を有する者 |
| 昭和57年 9月7日 (火) | " | 米子市桃町一丁目160番地 西部総合事務所講堂 | 大栄町に住所を有する者 |
| 昭和57年 9月8日 (水) | " | 米子市桃町一丁目160番地 西部総合事務所講堂 | 西伯町、会見町に住所を有する者 |
| 昭和57年 9月9日 (木) | " | 米子市桃町一丁目160番地 西部総合事務所講堂 | 大山町、岸本町に住所を有する者 |
| 昭和57年 9月10日 (金) | " | 米子市桃町一丁目160番地 西部総合事務所講堂 | 名和町、淀江町に住所を有する者 |

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため次の項目につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 受検申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期限

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 昭和57年8月9日(月)まで

鳥取県八頭地方農林振興局管内 昭和57年7月23日(金)まで

鳥取県倉吉地方農林振興局管内 昭和57年7月23日(金)まで

鳥取県米子地方農林振興局管内 昭和57年8月19日(木)まで

鳥取県日野地方農林振興局管内 昭和57年8月9日(月)まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 1,500円

イ 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。